

教育委員会会議事録

(令和3年度教育委員会第12回定例会)

開会 令和4年3月9日(水)

閉会 令和4年3月9日(水)

午前9時00分

午前11時00分

場所 西宮市役所6階教育委員会会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人 委員 山本 幸夫	欠席委員	委員 側垣 一也	
会議に出席した職員	職	氏名	職	氏名
	教育次長	藤井 和重	地域学校協働課長	岡田 良一
	教育次長	佐々木 理	学校教育課長	都志 啓二
	教育総括室長	薩美 征夫	学校保健安全課長	濱本 新
	参与(人事担当)	八橋 徹	教育研修課長	木田 重果
	参与(教育政策推進担当)	岡崎 州祐	教育研修課担当課長	谷口 麻衣
	学校支援部長	吉田 巖一郎	生涯学習企画課長	中島 貴子
	学校教育部長	漁 修生	地域学校協働課係長	小笠原 実穂
	教育総務課長	竹村 一貴	学校教育課係長	中津 洋平
	教育企画課長	原田 博司	教育企画課係長	瀧井 佑介
	教育職員課長	秦 淳也	教育総務課係長	青木 威
学校給食課長	柏木 弘至			
署名	教育長		委員	

付 議 案 件

<教育長報告>

<議 題>

- 議案第52号 西宮市学校給食審議会委員の委嘱の件 (学校給食課)
- 議案第53号 西宮市生涯学習審議会委員委嘱に関する意見決定の件
(教育総務課・生涯学習企画課)
- 議案第54号 西宮市教育委員会公用自動車の使用に関する規程の一部を改正する
規程制定の件 (教育総務課)
- 議案第55号 西宮市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則制定の件 (教育総務課)
- 議案第56号 西宮市教育委員会プロジェクト・チーム設置規程及び西宮市立学校園
徴収金及び学校園経由支給金取扱規程の一部を改正する規程制定の件
(教育総務課)
- 議案第57号 西宮市学校運営協議会委員の任命の件 (地域学校協働課)
- 議案第58号 学校医等の解嘱及び委嘱の件 (学校保健安全課)
- 報告第22号 西宮市いじめ防止等対策委員会臨時委員の委嘱の件 (学校保健安全課)
- 議案第59号 人事に関する件(当日資料) 非公開 (教育職員課)
- 報告第23号 人事に関する件(当日資料) 非公開 (教育職員課)

<一般報告>

- 一般報告① 令和4年度(2022年度)西宮教育推進の方向について (学校教育課)
- 一般報告② 令和3年度「にしのみや学校評価ガイドライン」アンケートの結果について
(学校教育課)
- 一般報告③ GIGAスクール・セカンドパッケージ(案)について (教育研修課)
- 一般報告④ 児童生徒の状況について 非公開 (学校保健安全課)

<資料による情報提供>

- ・令和4年度教育委員の活動予定について (教育総務課)

以 上

傍 聴

2名

重松教育長	<p>ただいまより、令和3年度 第12回 教育委員会定例会を開催します。</p> <p>本日は側垣委員より欠席の連絡を受けておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>議事録署名委員には、長岡委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>はじめに、1月臨時会と2月定例会について、議事録の承認を行います。</p> <p>議事録は既にお手元に送付し、確認していただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、承認します。なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。</p> <p>ここで、各委員に確認します。本日は傍聴希望者が2名おられます。</p> <p>会議は公開が原則ですが、議案第59号、報告第23号は人事に関する案件、一般報告③は市議会に報告する案件であり、現時点では公表されておられません。</p> <p>また、一般報告④は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなる恐れがあるため、それぞれ非公開としたいと思ひますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>では、はじめに私から報告をさせていただきます。</p> <p>今年度の定例会はこれが最後です。この約3年間にわたってコロナに対応する中で、色々な報告をさせていただきましたが、現状のまとめの報告をさせていただきます。</p> <p>コロナによって人と人とのつながりが薄れたとよく言われています。社会を築いていくという意味においても人と人とのつながりは大切ですが、行動制限などがあり、それが叶わなかったことが、色々な影響を与えています。</p> <p>その中の一つに、女性の自殺率が非常に高いという問題があります。今までになく自殺率が高かったのですが、これは女性のストレスが非常に大きかったのではないかとされています。</p> <p>内閣府がこの3年間ほど毎年調査をしている「満足度・生活の質に関する調査」</p>

があります。これは、内閣府だけではなく世界でも行われているものです。

男女約5,000人が13の分野、例えば家計と資産、住宅、仕事と生活、健康状態、社会とのつながり、身の回りの安全、子育てのしやすさ満足度などについて、自分の基準で採点をしています。その結果、コロナ禍において、女性の満足度が著しく低下しているという結果が出ています。特に健康状態、社会とのつながり、生活の楽しさ・面白さが非常に低い状況になっています。やはりコロナ禍における不安や、友人との交流の減少、他には家庭内で色々なことが起こった結果、気分が沈み、満足度の低下という状態になったと考えられます。その影響により女性の自殺、特に10代から20代における自殺の増加などの問題につながっていったと言われています。

しかし、コロナにおける影響は全てが悪いことではなく、それに合わせて生活様式を変えたことにより、満足度が高まったものもあったと言われています。

例えば、女性活躍社会と言われる中で女性が様々な仕事をしていますが、残業時間がなくなったことや、テレワークやオンラインで仕事を行うことで通勤の必要がなくなり、通勤時間の減少にもつながっています。

ワークライフバランスの満足度の上昇を実現するためには、これらの状況をうまく利用し、新たな趣味や生きがいを見出し、その中で楽しさを味わうことが求められています。例えば料理を作る、絵を描く、編み物をするなど、そういうことに使える時間が増えたことで、生活の満足度が高まっています。

また、運動不足の問題に対しては、ヨガ、室内での体操などを行うことによって、健康の満足度が高まっています。コロナ禍において家庭での時間が増えたことを逆に利用し、きちんと目標を持ったことで、生活の満足度が上昇したという結果が出ているのです。

新しい生活様式をどうするかという問題を考える必要があることが、この満足度の調査から分かってきています。これが一つ目です。

二つ目は、皆さんに考えていただきたい話があります。登場人物が、どういう関係性なのかを考えてもらえればと思います。

父親が一人の息子と連れ立ってドライブに出かけました。ところがその途中で父親がハンドル操作を誤り、電柱に衝突して交通事故を起こしました。父親は即死で、助手席の息子は意識不明の重体となり、救急車で病院に運ばれました。幸運にもそこには、天才的と呼び声の高い外科医の院長がいて、院長が直々に手術をしてくれることになり、助手や看護師を従えて院長は手術室に入ります。院長は手術台に寝かされている子供を見るなり、「あ、これは私の息子だ」と嘆き悲しみ

ます。さて、この院長と子供はどういう関係でしょうか、という質問です。

多くの方は「これはおじさんである」などの回答をされますが、この院長は母親である、が答えです。

これが中々答えられない問題で、そこにはジェンダーバイアスがかかっており、隠れたカリキュラム、hidden curriculumがあるのでは、と言われています。要するに最初から思い込みがあり、それが中々取れないのです。

この話を聞いたときに、これはお母さんです、と答えが出てくれば良いのですが、院長であり外科の名医と聞くと、どうしても男性という感覚があるため、そのバイアスを取り除く必要があります。女性活躍社会と言われる中、バイアスが除去できていない影響が色々なところへ出てきています。

例えば昔から言われている「男は仕事・女は家庭」や、「女性は理系に弱い」などの話があります。

大学への進学率は全体的に増加傾向にありますが、昨年の大学進学率は女性が51.3%、男性が57.4%です。結果としては男性の方が高く、女性の進学率が男性を上回った県は、全国で徳島県と沖縄県の二つのみで、その他は男性が女性を上回っています。

男性と女性の数は、今は女性の方が若干多いにも関わらず、このような結果になっています。

もう一つ、OECD（経済協力開発機構）の調査によると、理系の学生の割合が、OECDの中で日本は最下位だそうです。特に科学、技術、工学、数学、要するにSTEM（STEM）ですが、その分野において日本が最下位になっているということです。

これにもやはりバイアスがあり、女性は理系に弱いということが、意識の根底にあるのではないかとされています。

群馬県立大学の小林先生などが言っておられますが、性別分野において教育への期待の差があり、その意識がそのまま若者にもあると言われており、その結果、女性は理系に弱いというバイアスが影響し、文系を選択しているようです。

三つ目は、子供たちへの影響です。コロナ禍における子供の脳と心に及ぼす影響について、京都大学大学院の明和政子さんが述べられていますが、その中から三つ紹介します。

一つ目は、乳幼児期、小学校の学齢期、それからさらに発達して小学校高学年から中学生の段階における、それぞれのコロナの影響です。

二つ目は、認知機能についてです。認知機能は、生後3カ月から3歳までの間に

非常に発達しますが、コロナ前の子供たちを100%だとすると、コロナ禍で生まれた子供たちは70%くらいまで認知度が低下しているそうです。現時点では細かい調査はできていないため、今後コロナの影響がどういうところに出てくるかを調査していく必要があると言われてしています。

特に、子供は表情や相手の顔を見たりする中で口元を見るため、この時期にマスクをすることは如何なものかという問題が出てきています。脳の発達にどう関わっているかなど、詳細は不明ですが、2歳、3歳の子供たちが保育所でマスクを着用するよう言われており、それが良いのかという問題が、ここで提起されています。

次に、小学生の子供たちについてです。小学生の子供たちには適応力があるため、マスクをしている影響は余りないのだそうです。ただ、きちんとしたデータとして出ているわけではないのですが、色々な調査によると、いま小学生の子供たちは、笑顔や心のやりとりという経験を小さい時にしており、その経験が今の生活に役立っています。問題は、今回マスクをしたことにより、笑顔や心のやりとりができなくなることで、笑顔や心のやりとりができていた頃の記憶が心のストレスにつながっていくのでは、ということです。

コロナ禍による黙食の実施や、マスクによって直接話をするのが制限されてきた影響などが問題につながっているとされています。

最後に、前頭葉の感受性や創造性などは、小学校高学年や中学生から発達していきます。友達と一緒に何かをする喜び、苦しさ、悲しみなどを体験することによって人の心が育ち、前頭葉の発達につながって行きます。しかし、その体験が十分にできていないので、この部分についても大きな影響が今後出てくるのではないかとされています。

そう考えると、この3年間に渡るコロナの影響を受けた世代に、色々な影響が出てきており、今後非常に問題になるのではないかと思います。それに対し、今後どう対応していけばいいのかということについて京都大学の明和先生は、データを取り、それを補うための対応を考えていかなければ、色々な問題が起こってくるのではないかと述べられています。それが三つ目です。

それから四つ目として、コロナ禍において人と人とのつながりができない中、SNSを通じた連絡や、情報取得がなされています。その中で出てきた問題が「自粛警察」です。人間の脳の中では、セロトニンの分泌があり、これが分泌されると非常に心と脳が活性化します。日本人は、脳の中のセロトニンの分泌量が世界の中でも一番少ないのだそうです。要するに何かあったときに抑止力が効か

ず、自分の意見を思い切り言うてしまう傾向があるとされています。

自粛警察は、何か悪いことがあると全部あなたが悪いと結論づけてしまうため、情報をきちんと取得し、良いことか悪いことかの判断力を付ける必要が今後出てくるとされています。

これらはICT教育の問題にもつながっていきますが、判断力や情報リテラシーを育てる必要性があることが、コロナ禍の3年間で見てきた問題としてあります。

もう一つは孤食の問題です。

食事の場面では黙食を実施しています。黙食と言いながらも全体が集まって食事をしており、話をしなくても顔を見ることで、表情でくみ取ることができますが、問題は、一人だけで食べるということです。一人で食べると食事の量が減り、食べてもおいしくないと感じる問題があります。この問題の解決方法は、自分の前に鏡を置くのだそうです。鏡を見ながら食事をするとは大分違うとのことで、そのため一人で食べる場合は、鏡を置いて食べるというのではないかとされています。

学校では黙食をしていますが、今後、これについては大きな問題ではないのかもしれない。しかし、特に家庭で孤食になるようなことは、気を付けて欲しいと考えています。

最後に、先ほど女性の問題の場面でもお話しましたが、コロナ禍において自分としてどのように生きて行くのかと考えることが非常に大切です。目標や方向性を持って行動することが非常に大切で、そういうことができれば、コロナ禍で家の中で閉じこもっていたとしても、自分で目標を持って読書や、絵を描く、コンピュータを活用するなど、色々なことができると思います。ただやるだけではなく、目標を持って生活していくことが非常に大事だと言われています。

それからもう一つは、学校行事はもちろんですが、色々な体験ができる機会を作ってあげることが非常に大切です。小学校や中学校、特に小学校においては、ただ耳で聞いて目で見てではなく、実際に触り、においを感じるなど、コロナに気を付けながらですが、五感全てを使った体験が大切です。これらを目標を持って行うことができれば、新たな発見や、新たなものを見出すことができます。

このコロナ禍にどのように対応するかですが、例えば口から吸っている酸素を、酸素が吸収できる錠剤薬を考えた人がいるなど、コロナ禍を逆手に取って行動している方もいます。大事なことは、このコロナ禍を後ろ向きに捉えるのではなく、前向きに捉えて、どう対応していくかが非常に大切で、西宮も教育のあり方につ

藤原教育委員	<p>いても今後考えていかなければいけないと思っています。</p> <p>コロナ禍の中で色々なことが言われていますが、私から気になったこととして、以上のことを挙げさせていただきました。</p> <p>以上です。</p> <p>藤原委員。</p> <p>ご報告ありがとうございます。京大の先生の報告について、乳幼児の認知機能の低下の恐れがあることや、小学校高学年以上の子供は学校行事を通じて友達と一緒に何かすることが非常に有意義だということは、当然そうなのだろうと思っていましたが、改めて研究の裏付けができたのだと感じています。</p> <p>この二年間、子供たちの成長の機会が奪われ、抑止されたように思います。当初二年前の段階では未知のウイルスということで、色々なことが言われていましたが、二年が経過し、現在コロナによる死亡者の平均年齢が、日本人の平均寿命を超えています。加えてワクチンを接種しなかった方が多いということも考えると、センシティブな言い方かもしれませんが、少なくともコロナの感染は子供たちの行動を制限する理由にはならず、制限するには説得力を失っていると思います。</p> <p>例えば東京マラソンも開催しており、子供たちはそれを見ています。すると、なぜ自分たちの運動会や修学旅行はできないのか、そして大人は何て場当たりのな判断をするのか、と日本中の子供が思っています。</p> <p>ところが一方で、2歳以上の子供もマスクを付けるように、知事会や厚生労働大臣が言っています。先月、文科省も通知を出してクラブ活動を制限するということをやっています。</p> <p>私たちが一自治体として何ができるのか、これは非常に難しいですが、やはり西宮は西宮で、できるだけ制限を付けないという態度は大事だと思います。文科省の通知を改めて読むと「感染拡大局面においては、クラブ活動は制限しましょう」と出しています。感染拡大の局面か否かは各教委や各学校に任せます、と言っているようなもので、文科省も逃げ腰だなと感じます。もう感染拡大局面ではないため、クラブ活動や学校行事を積極的に行う段階にきていると思った次第です。最後に1点だけ、例のドライブの問題について、私は恥ずかしながら答えがとっさには浮かびませんでした。</p> <p>以上です。</p>
--------	---

長岡教育委員	<p>生活様式が変わったことへ、どう適応していくのか、それが重要だというお話をいただきました。偶然ですが、先日友人と話をしていると、友人がフランス語を始め、さらに検定試験を受けると言っていました。いつから勉強を始めたのかと聞くと、二年前だと彼女は答え、まさにコロナが始まったときにこれはいいチャンスだと思い、始めたとのことでした。彼女は適応力があり、状況をポジティブに捉えていると思いました。もう一人の友人は、半年前からヨガを始めたとのことで、適応力が大事だと感じたことに加え、適応にもスピード感があることを感じました。うまく慣れて行きなさい、適応しなさい、と子供たちに言うのですが、一人ひとり適応する速さにも差があることを、友人との会話で感じました。うまくいくときも、いかないときもあり、調子のいいときばかりではなく、悪いときもある。それをどのように乗り越えていき、自分のやりたいことが見つからないときも、こんな時もあると考える、所謂レジリエンスです。うまくいかない時があってもいい、またうまく上向いていく、というような子供たちとの関わり方が重要だと感じました。</p> <p>藤原委員と同じく、私も教育長の話にはとっさに答えが出ませんでした。</p>
山本教育委員	<p>私は教育長の話で以前に聞いたことがあったのですが、答えが浮かんできませんでした。</p> <p>三つ話があります。一つは生活様式に関する話です。学校の生活様式に置き変えて考えたときに、マイナス面がたくさんあったのですが、プラス面もあったと思っています。それは、これまで長い時間かけていたことが、短時間でも可能であるという実感を、様々な取組みの中で教職員が感じる事ができたということです。それから、子供を信じてもっと任せられるという実感も出てきていると思います。様々な取組みや行事などで、そのことをすごく大事にして欲しいと思います。今後コロナが収まってきて、通常の学校生活に戻ったときも、これまで取組んできたことを全部戻そうとはしないことが大事です。そうすることで、少しでも時間にゆとりができてくると思います。そして、そのゆとりの時間を、教育長が指摘された体験の時間に使ってほしいと思います。</p> <p>二つ目は、知識と体験の話です。文献やICTを通じて入ってくる知識は、感覚的にはつるつとした情報になりやすいものです。体験による知識は、先ほど教育長の話にあったように、自分自身が五感で感じているため、ごつごつしたものになります。ごつごつ感は、すごく大切です。ですから、空いた時間を体験の時間に何とか活用してほしいと思います。ICTは効果的であり、必要があるから活</p>

	<p>用していますが、オールマイティーではありません。バランスは難しいですが、ぜひ行ってほしいと思います。</p> <p>三つ目は先ほどのジェンダーの話です。最近、都道府県別のジェンダー調査が新聞に出ていました。立命館アジア太平洋大学の学長で、ライフネット生命を立ち上げた出口治明さんが、最後の講義でされていた話を思い出しました。</p> <p>この中で、日本にGAF Aが生まれなかった理由を三つ述べられています。</p> <p>女性の社会進出が少なかったこと、ダイバーシティがないこと、働き過ぎで勉強する時間がないこと、これら三つのことを挙げていらっしゃいます。人口の半分は女性であり、女性が社会進出することは当たり前ののですが、それができてない社会が日本だということを、改めて確認する必要があります。教育においても、多様性やジェンダーについて様々なことが言われておりますが、実態としてどれだけ進んでいるのかということも改めて見直す必要があります。取り組むべきことがたくさんあり、優先順位もあるのですが、一つの課題だと思います。</p> <p>以上です。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今後コロナを受けて、今年4月から新たなスタートをしていかなければいけないと思っています。また色々な報告をさせていただき、様々な意見をいただければありがたく思っていますので、よろしくお願いします。私からは以上です。</p> <p>では、今から審議に入りたいと思います。</p> <p>まず議案第52号「西宮市学校給食審議会委員の委嘱の件」を議題とします。</p> <p>学校給食課長、お願いします。</p>
学校給食課長	<p>議案第52号「西宮市学校給食審議会委員の委嘱の件」について、ご説明いたします。</p> <p>お配りしております議案をご覧ください。</p> <p>本審議会は、西宮市附属機関条例に基づき、幅広く本市学校給食のあり方や管理運営について、調査及び審議いただく常設の審議会であり、令和2年3月20日付で委嘱しました委員が、今月19日をもって2年間の任期が満了になることから、改めまして委員の選考を行い、本日、付議するものでございます。</p> <p>選考いたしました委員は、学識経験者、保護者代表の4名で、いずれも再任でございます。</p> <p>委員候補の所属等は別紙の名簿で、ご確認いただきますようお願いいたします。</p>

重松教育長	<p>任期は条例に基づき2年とし、本年3月20日付で委嘱させていただき、2年後の令和6年3月19日までとしております。</p> <p>なお、別紙の委員新旧対照表の旧委員のうち、関係行政機関職員の学校長代表と栄養教諭代表3名につきましては、次年度の5月14日をもって任期満了となりますが、4月以降、学校の新たな体制が確定したのちに選出し、改めて付議させていただきます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第52号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第53号「西宮市生涯学習審議会委員委嘱に関する意見決定の件」を議題とします。</p> <p>生涯学習企画課長、お願いします。</p>
生涯学習企画課長	<p>議案第53号「西宮市生涯学習審議会委員委嘱に関する意見決定の件」についてご説明いたします。</p> <p>資料3ページをご覧ください。</p> <p>西宮市生涯学習審議会委員の任期満了に伴う委員の改選に当たり、西宮市附属機関条例第28条の7第1項の規定に基づき、教育委員会のご意見をお聞きするものです。</p> <p>委嘱者につきましては、資料の4ページでございます「西宮市生涯学習審議会委員新旧対象名簿(案)」をご覧ください。</p> <p>今期の生涯学習審議会委員の任期は、令和2年4月1日から令和4年5月31日であり、次期委員の任期は、令和4年6月1日から令和6年5月31日までとな</p>

っております。

第2期の審議会では、「地域に根ざした社会教育施設（公民館・図書館）のあり方」について協議をする予定です。生涯学習推進計画の目指す「学び・人づくり・つながりづくり・地域づくり」の好循環を実現するには、コミュニティ・地域福祉関係の視点を取り入れることが必要と考え、地域コミュニティ活動の振興に資することを目的とした「西宮市コミュニティ協会」と共生のまちづくりに関わる「西宮市社会福祉協議会」から、選出の委員を新たに加えました。

資料右側の「新 第2期」をご覧ください。

選任区分「学校教育関係」として、小学校長会から香櫨園小学校長の平野直文さんを推薦いただいております。この区分は中学校長会と小学校長会から2年ごとに交代で推薦していただいております。

次に「社会教育等関係者」の区分では、資料にあります市内の6団体に対し、社会教育について見識があり、活発にご意見をいただける方をと依頼したところ、西宮市PTA協議会より田中由紀さん、西宮市スポーツ推進委員協議会より三澤幹之さん、西宮市子ども会協議会より立山磨季さん、西宮芸術文化協会より井下石泉さん、西宮市青少年愛護協議会より吉井寛さん、西宮コミュニティ協会より山崎由美さんを推薦いただいております。

次に学識経験者として4名を候補者に挙げております。

このうち、立田慶裕さん、服部泰宏さん、本多千明さんは、第1期から引き続き委員をお願いしたいと考えております。清水明彦さんは、西宮市社会福祉協議会の副理事長でございます。

公募委員につきましては、12名の応募があり、小論文と面接による選考の結果、お1人は正阿彌崇子さん、環境に係る中間支援NPO法人に勤務されている40代の方、もうお1人は、松浦憲さん、関西学院大学法学部1回生（18歳）で、中学生の自学自習サポートなどの活動をされておられます。

また今回は、令和4年度に西宮市図書館事業計画等の外部評価を実施するに当たり、図書館行政に見識のある臨時委員2名を選出しております。日本図書館研究会理事の前川和子さん、京都橘大学教授の嶋田学さんです。

西宮市附属機関条例第28条の7第5項に基づき、小委員会を設置し、外部評価を行い、審議会へ適宜報告して図書館事業計画の改定に生かす予定です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

重松教育長

説明は終わりました。

藤原教育委員	これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。
生涯学習企画課長	藤原です。公募委員の松浦憲さんは、二十歳前後の現役の大学生ということですか。
藤原教育委員	4月から成人が18歳以上になるということを受け、選出区分を18歳以上に変更し、大学交流協議会を通じて各大学に呼びかけをしました。すぐにお問い合わせがあり、2名の方が応募してくださいました結果、今18歳で6月の段階で19歳になれるフレッシュな方を選考することができました。
藤原教育委員	大学1回生から羽曳野市の公的な活動をされているということで、すごい方が応募してくださったなと思いました。
重松教育長	他にはございませんか。 よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 議案第53号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。
重松教育長	(異議なし)
重松教育長	異議なしと認めます。よって原案は可決されました。よろしく申し上げます。 引き続き、議案第54号「西宮市教育委員会公用自動車の使用に関する規程の一部を改正する規程制定の件」を議題とします。 教育総務課長、お願いします。
教育総務課長	議案第54号「西宮市教育委員会公用自動車の使用に関する規程の一部を改正する規程制定の件」について、説明させていただきます。 5ページをご覧ください。 こちらは、令和3年11月10日付で警察庁から発出された通達で、道路交通法施行規則の一部を改正し、安全運転管理者の行うべき業務として、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認などを新たに設けるものです。 施行日は、酒気帯びの有無の目視などによる確認及びその確認した記録の保存の

	<p>義務付けが令和4年4月1日、また、アルコール検知器を使用し確認することなどの義務付けが同年10月1日となっております。</p> <p>この改正による安全運転管理者に対して確認などが義務付けられる車両は自動車のみですが、教育委員会には自動車だけではなく、各学校などで多数の原動機付自転車を所有しております。もともと、道路交通法第65条第2項には、「何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。」と規定されています。</p> <p>法の趣旨の遵守及び今回の施行規則の改正に対応するため、酒気帯び運転を防ぐ規程の改正が必要であると考えております。</p> <p>3ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>この規程は、教育委員会における自動車及び原動機付自転車の使用に関するルールを定めたものです。この規程に、令和4年4月1日付で、自動車管理者に対し、酒気帯びの有無の確認などを義務付けるため、第4条の2を新設し先ほど説明しました法改正に対応いたします。当規程でいう自動車管理者とは、公用自動車を管理する課長及び学校園長です。</p> <p>また、別件でございますが、第12条の見出しの誤記を修正いたします。</p> <p>4ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>令和4年10月1日付で、自動車管理者にアルコール検知器を使用し確認することなどを義務付けるため、第4条の2を改正し先ほど説明しました法改正に対応いたします。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
山本教育委員	<p>アルコール検知器は具体的にどのようなもので、誰が検知をするのですか。</p>
教育総務課長	<p>具体的な検知方法ですが、まず目視等は本人以外の者が行います。本来であれば所属長や学校長が行うべきですが、実態としては難しいと思いますので、本人以外の職員、他の誰かに確認していただくという形になります。</p> <p>アルコール検知器に関しては特に法令上の定めはなく、機械を使ってアルコールが検知できるもの、という規定になっております。安価な物であれば、</p>

<p>重松教育長</p>	<p>4,000円程度から購入できます。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>他にはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第54号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に議案第55号「西宮市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則制定の件」、議案第56号「西宮市教育委員会プロジェクト・チーム設置規程及び西宮市立学校園徴収金及び学校園経由支給金取扱規程の一部を改正する規程制定の件」を一括して議題とします。</p> <p>教育総務課長、お願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>議案第55号「西宮市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則制定の件」並びに議案第56号「西宮市教育委員会プロジェクト・チーム設置規程及び西宮市立学校園徴収金及び学校園経由支給金取扱規程の一部を改正する規程制定の件」につきましては、いずれの改正内容も、条文を規定した趣旨や法制執務のルールにのっとった適切な表現に改めることを目的としたものであるため、一括して説明させていただきます。</p> <p>まず、議案第55号についてです。</p> <p>3ページ以降の新旧対照表を使用し、説明させていただきます。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>この規則は、教育委員会における公告式のルールを定めております。規則中、第1条にある「公布」をより広い意味を持つ「公告」に改めます。理由といたしましては、この規則が条例や規則を「公布」するルールのみを定めているのではなく、告示なども含めたルールを定めているためです。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>この規則は、教育委員会における聴聞手続について定めております。規則中、兵庫県の行政手続条例を引用する箇所を削除いたします。理由といたしましては、</p>

<p>重松教育長</p>	<p>過去において都道府県と市町村の事務・権能の見直しが行われており、現在は、本市の事務へ県条例は適用されないと解されるためです。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>この規則は、教育委員会における個人番号を利用する事務などのルールを定めております。規則中、第1条の表中にある項の番号をそれぞれ改めます。理由といたしましては、当規則の上位にあたる「西宮市個人番号を利用する事務等を定める条例」が一部改正されたことに伴い、条例と規則の間で引用部分にズレが生じているためです。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>この規則は、学校施設における目的外使用に関するルールを定めております。規則中、第10条にある「第1号及び第2号」を削除します。理由といたしましては、第9条で規定しております使用許可の取り消しについて、学校施設管理者として、使用許可の取り消し理由によらず、使用者に施設の原状回復を求めるためです。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>この規則は、西宮東高等学校におけるホール等の開放に関するルールを定めております。規則中、第7条にある、表現が分かりにくい箇所を改めるとともに、他の条例を初めて引用する箇所については、条例番号等を表示する法制執務のルールにのっとり、第10条を改めます。</p> <p>続きまして、議案第56号について説明いたします。</p> <p>こちら、3ページ以降の新旧対照表を使用し、説明させていただきます。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>この規程は、教育委員会におけるプロジェクトチームの設置に関するルールを定めております。規程中、第10条にある予算に関する協議について、予算担当課である教育企画課を加える改正を行います。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>この規程は、学校園における徴収金及び学校園経由支給金の取り扱いについて定めております。規程中、他の規則を初めて引用する箇所について、規則番号等を表示する法制執務のルールにのっとり、第8条及び第11条を改めます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p>
--------------	---

教育総務課長	<p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>例えば国からの「通知」が「通達」に変わると強制力が強まると考えられますが、「公布」が「公告」に変わると同じようになるのですか。</p> <p>もともと「公布」という言葉が条例規則を知らせることのみを指すものでしたが、この規定自体は条例規則の「公布」以外に、例えば指定管理者が決まった場合の「告示」等も行うものであり、実態は「公告」という形で「公布」以外のものも含んだ規定でした。そこで表現を本来の意味である「公告」に改めるというもので、特にこれによって何か権限や義務が変わるものではございません。</p>
重松教育長	<p>分かりました。</p> <p>他にはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第55号及び第56号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第57号「西宮市学校運営協議会委員の任命の件」を議題とします。</p> <p>地域学校協働課長、お願いします。</p>
地域学校協働課長	<p>議案第57号「西宮市学校運営協議会委員の任命の件」についてご説明いたします。</p> <p>今回、任命の対象となる候補者は、学校長からの推薦のあった人となります。</p> <p>委員の任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとなります。</p> <p>資料3ページをご覧ください。</p> <p>3ページから10ページまでは、今回、任命する委員候補の一覧を学校ごとに記載しております。</p> <p>一番右の「在籍」の欄でございますが、「1期」と記載されている委員候補は、新規の任命となります。また、「2期」と記載されている委員候補は、2年間の任期満了に伴う再任となります。</p>

<p>重松教育長</p>	<p>11ページ以降は、学校ごとの委員名簿となります。</p> <p>11ページから26ページまでは、令和4年度から、学校運営協議会を導入する学校で、全員が新しく任命する委員候補となります。</p> <p>27ページ以降は、表の網掛け部分が今回任命する委員候補となります。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
<p>山本教育委員</p>	<p>どの学校も、この要綱や規則に従って決定されているので結構なのですが、校長先生が入っているところや、教頭先生だけの学校があります。教頭先生だけの学校は、校長先生も会議には参加されているのですか。</p>
<p>地域学校協働課長</p>	<p>西宮市の場合、基本的に学校長は全て委員に入っていますが、今年3月末で退任される場合は、抜けている可能性はございます。</p>
<p>山本教育委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>重松教育長</p>	<p>基本的に学校運営の説明をするのは学校長です。そのため、学校長は必ず入っておく必要があります。</p>
<p>長岡教育委員</p>	<p>私も異論はありません。</p> <p>委員は20名以内という上限は決まっていますが、たくさん任命していただいている学校と、一番少ない学校で4人、校長先生と教頭先生を除くとそれ以外の方が2名というところもあります。ルールにないので構わないのですが、特に最低何名は選んでください、というようなことはどうなっているのでしょうか。</p>
<p>地域学校協働課長</p>	<p>学校によって少ないところも確かにございますが、大体10名以上の委員が任命されております。今回、一番少ないところで4名となっておりますが、これは、令和4年4月から始まる学校でございます。本来であればもう少し任命される委員が多かったのですが、今年1月以降の新型コロナウイルスの急拡大により必要な手続が間に合わず、今現在手続が完了している方のみを任命させていただいて</p>

	<p>おります。人選は既に完了しておりますので、4月以降の教育委員会会議にて、任命の件を挙げさせていただきます。</p>
長岡教育委員	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
藤原教育委員	<p>藤原です。内容について全く異論はありませんが、私の校区の小学校の委員を拝見すると、地域住民の皆さんが、6年前に私がPTA会長をしたときにご活躍されていた地域の元気な高齢者の皆様と全くメンバーが一緒でした。皆さん等しく六つ年を取られたと思うのですが、今でもお元気で活躍されていることはすばらしいです。しかし一方で、新規参入が全くなされていないという事実には愕然とした次第です。恐らく同じような問題は各地域にあるのだろうと思うのですが、いかに新規参入を促すかということが、各地域の課題と思った次第です。</p> <p>以上です。</p>
重松教育長	<p>そのことは意見でよろしいですか。</p>
藤原教育委員	<p>意見です。</p>
重松教育長	<p>他にはございませんか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第57号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>続いて、議案第58号「学校医等の解嘱及び委嘱の件」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p>
学校保健安全課長	<p>学校医等の解嘱及び委嘱の件につきまして、まずお手元の資料議案第58号をご覧ください。</p> <p>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、以後説明では「学校医等」と申し上げますが、令和4年3月31日で2年の任期が満了します。</p> <p>令和4年4月1日から学校医等については、西宮市医師会、西宮市歯科医師会及</p>

重松教育長	<p>び西宮市薬剤師会より推薦を受けており、これに基づき解嘱及び委嘱を行います。別紙の資料は、変更となる学校医等について、被解嘱者と被委嘱者の一覧表となっております。</p> <p>内訳は、内科医12名、眼科医6名、歯科医6名、薬剤師10名の計34名となっております。なお、耳鼻科医師の変更はございません。</p> <p>以上、審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第58号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、報告第22号「西宮市いじめ防止等対策委員会臨時委員の委嘱の件」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p>
学校保健安全課長	<p>「西宮市いじめ防止等対策委員会臨時委員の委嘱の件」につきまして、お手元の資料、報告第22号をご覧ください。</p> <p>このたび、西宮市いじめ防止対策委員会実施要項により、西宮市いじめ問題調査部会の分会である西宮市いじめ調査分会を立ち上げるため、兵庫県弁護士会の田中賢一様と、同じく兵庫県弁護士会の藤田翔一様に臨時委員をお務めいただきます。</p> <p>委員の内容につきましては、資料6ページの新旧対照名簿をご覧ください。</p> <p>このたびの任期は、令和4年2月15日から調査分会の任務が完了するまでとなります。分会員につきましては、資料7ページの分会員構成表をご覧ください。</p> <p>調査分会の開催に当たり、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定により、令和4年4月14日、教育長の臨時代行により決定いたしましたことをご報告いたします。</p>

重松教育長	<p>以上でございます。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第22号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に、一般報告①「令和4年度(2022年度)西宮教育推進の方向について」を議題とします。</p> <p>学校教育課長、お願いします。</p>
学校教育課長	<p>令和4年度、西宮教育推進の方向につきましては、先月の懇談会以降の変更点等を、教育企画課、学校教育課、地域学校協働課の担当者より報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
学校教育課係長	<p>令和4年度「西宮教育推進の方向」について、2月10日の懇談会でご協議いただいた後の修正箇所のご説明をいたします。</p> <p>資料としまして、冊子状の「西宮教育推進の方向」と修正箇所をA4判1枚にまとめた新旧対照表を提出させていただいております。</p> <p>なお、全体を通して、内容の変更に大きく関わりのない、表記の統一等、軽微な修正については説明を省略させていただきます。</p> <p>では、教育総括室より順にご説明いたします。</p>
教育企画課係長	<p>教育総括室所管部分の変更箇所についてご説明いたします。資料の最初、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>ページ1『西宮市における「教育振興基本計画」』について、目次では「教育振興基本計画」を1ページ、「教育大綱」を3ページ、と分けて記載しているため、タイトルを目次の名称と合わせております。</p>

学校教育課係長	<p>3から4ページの西宮市教育大綱については、昨年度は大綱の改定があったため<改定のポイント>にて改定内容を説明していましたが、今回はそれを削除し、それに伴い全体のレイアウトを調整しております。</p> <p>11から12ページの「令和4年度 西宮市施政方針（抜粋）」、13から16ページの「令和4年度 西宮市教育委員会 主要な事業等の概要」については、作成した原稿を掲載しております。</p> <p>教育総括室分については、以上です。</p> <p>学校教育部よりご説明いたします。</p> <p>主な修正及び変更点としましては、まず、目次右側のページ、真ん中辺りの「◇青少年育成」、そこの「3 留守家庭・放課後等の児童育成について」、2月にお示ししました際は、「(1) 子供の居場所づくりの推進」と記載していましたが、本文のページタイトルに合わせ、「(1) 放課後の子供の育ちの支援」に変更しております。</p> <p>また同じページ、目次の一番下、「資料 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応」は、2月の時には、「感染症」という言葉が抜けておりましたので、本文のページタイトルに合わせ「感染症」を追記しました。</p> <p>次に、27ページの、「西宮の子供の現状」上から3段目、左側のグラフです。「学校の授業時間以外に、平日1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」に、令和3年度の結果が反映されていなかったため反映させております。</p> <p>続いて、46ページ、「自立と社会参加を見据えた特別支援教育の推進（概念図）」の一番右下、四角囲みで「関係機関との連携」ここが一番下になりますが、策定に当たって、関係課との最終調整が終わったため、「西宮市版トライアングル・マニュアル」の作成年月を令和4年3月に変更しております。</p> <p>最後に、71ページの、資料、横向きになりますが「西宮が目指す教育の情報化」についてです。</p> <p>四角囲いで「資料」と書いている右上の資料と書いているすぐ下です。「小・中・義務・特別支援学校の児童生徒用ICT端末を西宮市が貸与」の、二つ目の丸になりますが、2月の時には「西宮支援学校」と記載しておりましたが、一つ目の丸のところは、学校種を記載しておりますので、それに合わせる形で学校種である、「特別支援学校」に変更しております。</p> <p>主な変更点は以上です。</p> <p>なお、63ページからの「現職教育一覧」、いわゆる教職員の研修予定や、96ペ</p>
---------	--

	<p>一頁以降の「年間行事計画」につきましては現在も調整中であり、今週末に確定次第差し替える予定をしております。</p> <p>また、もし3月中に、組織改正が発表されましたら、それに沿う形で可能な限り、関連ページを最終的に修正したいと考えております。</p> <p>以上で学校教育部の説明を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、学校支援部の説明をお願いいたします。</p>
地域学校協働課 係長	<p>学校支援部担当部分についてご説明申し上げます。</p> <p>74ページから85ページについて、先月の懇談会で協議いただいた後から大きな変更点はございませんが、漢字表記を平仮名に変更するなど、幾つかの箇所ですべて軽微な表記の修正を行い、文章全体の体裁を整えております。</p> <p>なお、もし3月中に組織改正が発表されましたら、それに沿う形で可能な限り、関連ページを最終的に修正したいと考えております。</p> <p>私からは以上です。</p>
学校教育課長	<p>それぞれの担当より、内容についてご説明をいたしました。</p> <p>何かお気づきの点、また質問等ございましたらお聞かせいただけたらと思います。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ一般報告①を終了します。</p> <p>次に、一般報告②「令和3年度「にしのみや学校評価ガイドライン」アンケートの結果について」を議題とします。</p> <p>学校教育課長、お願いします。</p>
学校教育課長	<p>令和3年度「にしのみや学校評価ガイドライン」アンケートの結果について報告いたします。</p> <p>「にしのみや学校評価ガイドライン」は大きく4つの領域、12の項目、47の質問から構成され、評価指標に沿って評価者が4段階で回答するようになっています。各校からの回答を集計する際に、「達成」「未達成」の2段階に整理したものがお手元の資料でございます。</p>

昨年度より、義務教育学校が追加されました。そのアンケート結果を小、中の両方に含めています。

なお、本年度も昨年度と同様に、本来実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、実施できなかったものについては「実施した」として回答をしております。

令和3年度においてもコロナ禍の中ではありましたが、各校、様々な工夫や配慮をした上で、教育活動が行われました。

昨年度と比較してみますと、小・中学校ともに、達成率の上がった質問が多くありました。全体の傾向としては、昨年度と大きな変化はなく、おおむね高い達成率を示しております。

昨年度課題があると考えられた項目が、資料3ページ〔6〕のキャリア教育についてでした。

令和3年度では、4月から5月にかけて、特別活動（キャリア教育）担当者会における研修動画の中で、キャリア・パスポートに取り組む意義や、引き継ぐことの良さについて、各校の担当者にお伝えしました。またキャリア・パスポート検討会を開催し、西宮市におけるキャリア・パスポートにかかる方向性を検討しました。これらの取組みの結果、今年度はこの項目において、小学校・中学校ともに、昨年度と比較しますと改善傾向にあります。

しかし、②「キャリアパスポート・キャリアノートなどを作成・活用し、子供が学習や活動を見通したり、振り返ったりして、自分を見つめることで、主体的にキャリアを形成していく力を育成する取組みをしているか」について、1割程度の学校が未達成の状況にあります。

令和4年度について、学校教育課ではキャリア教育担当者会等の機会を捉えて、主に次の3点について改善を促していきたいと考えております。

まず、キャリア教育担当教員が中心となり、各校にて特別活動を要としてキャリア教育を推進していくこと。

次に、学校におけるキャリア教育の目標を明確にし、兵庫県版「キャリア・パスポート」を活用し、家庭や地域とも連携しながら、小中高の接続を図り、キャリア教育を推進していくこと。

さらに、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通したり、学びのプロセスを記述し振り返ったりすることができるキャリアノートなどの活用を進めていくこと。

以上を進めてまいります。

	<p>6ページ以降の参考資料は、西宮浜義務教育学校の「にしのみや学校評価ガイドライン」アンケート結果となります。参考にご覧いただけたらと思います。こちらは1校のみとなりますのでホームページでの掲載はいたしません。</p> <p>各校におきましては、自己評価の結果をもとに学校関係者評価を行うとともに翌年度の学校経営の方針に反映させるようにしております。</p> <p>学校教育課におきましても、ホームページで公開するとともに次年度以降も校長会議及び教頭会議等、並びに各種担当者会にて指導をしてみたいと考えております。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
藤原教育委員	<p>キャリア・パスポート、キャリアノートとは、こういった内容で、全生徒に配られているのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>キャリア・パスポートは、全学年に対し、県が作成しているものです。例えば6年生ですと、学期の最初に6年生になった気持ちや頑張りたいことなどを書き、年度の途中では、1年の半分が経過し、どれぐらい目標が達成できましたか、というようなことを書きます。そして、最後に1年間を振り返って書く、A4サイズ2枚程度のものでございます。</p> <p>キャリアノートは、県からキャリアノートのモデルが配付されているのですが、実際は、各学校が元々キャリアノートに当たる1年間の色々な行事での目標や、そのときの振り返りをしていくノートを作っており、各学校独自で作成しているものを活用している場合もございます。</p> <p>また、キャリア・パスポートは、活用方法や学年間での引き継ぎの方法の他、紙のため保管を考えると、ファイルが必要ではないかなど、課題について今年度検討会をもっております。</p> <p>キャリアノートについては、学校によって取組みの差があります。従来から作成している学校や、キャリアノートのモデルが県から示されて、取組みを進めつつある学校があります。ここに課題があると考えており、次年度は担当者会等を通じて、キャリアノートの充実に向けて進めていきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>

重松教育長	他にはございませんか。
山本教育委員	これは達成したか、していないかという2択でしょうか。これでは、どの程度達成できたかは分からないと思います。これは、以前から2択だったのでしょうか。
学校教育課長	学校からは、各項目を4段階で評価いただいたものをご提出いただいています。しかし、このグラフに表すときは、4段階ではなく、大枠を見ていただくために、達成・未達成で表しています。
山本教育委員	分かりました。これのもとになっている4段階評価もあるということですね。
学校教育課長	はい、ございます。
山本教育委員	公にしているのはこれだけでしょうか。
学校教育課長	そうでございます。
山本教育委員	4段階評価のものもオープンにしても構わないのでは、という気がしますがいかがでしょうか。
重松教育長	学校評議員会、または今回のコミュニティ・スクールで、4段階評価については言及があるはずです。
山本教育委員	4段階評価についてですか。
重松教育長	はい。それができていなければ、進捗はどうなっているのか、という話が必ず出るはずです。
山本教育委員	分かりました。
重松教育長	他にはございませんか。 直接関係はないですが、例えばコロナ禍で父親や母親が職場に行かずにオンライ

	<p>ンで仕事をしている様子を見て、お父さんはこんな仕事をしているのか、というようにキャリア教育として学ぶこともあります。コロナ禍特有かと思いますが、実際にオンラインで仕事をしている様子を見ながら、仕事の内容や、大変さを感じることもできます。</p> <p>今後のキャリア教育は、どういう体験をしたのかということについて、子供たちが学べる状況を作ってあげたいと思います。</p> <p>他にはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ一般報告の②を終了します。</p> <p>では、これより非公開案件に移ります。恐れ入りますが傍聴の方は退室をお願いいたします。</p> <p>(傍聴者退室)</p>
重松教育長	<p>では、一般報告③「G I G Aスクール・セカンドパッケージ (案) について」を議題とします。</p> <p>教育研修課、担当課長お願いします。</p>
教育研修課担当 課長	<p>「G I G Aスクール・セカンドパッケージ (案)」につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>資料といたしましては、「G I G Aスクール・セカンドパッケージ (案)」、資料81ページから87ページを別紙として「ICTを活用した支援方法」、資料89ページから163ページが別冊1として「ICT活用に関わるアンケート結果報告書」、資料165ページから215ページまでが別冊2として「ICT活用実践事例集」、そして資料217ページから226ページまでが「ダイジェスト版」の4つの文書がございます。</p> <p>「ダイジェスト版」につきましては、本体である「セカンドパッケージ」に記載している内容を抜粋し、平易な言葉で記載しております。項目名も平易な表現に変えておりますが、各項目が本体のどの項目に該当し、本体の何ページに記載しているかを付記しております。</p> <p>以降の説明は、本体でございます「G I G Aスクール・セカンドパッケージ (案)」をもとに行ってまいります。</p> <p>なお、ページ数が大変多いことから、昨年度の「スタートパッケージ」から新た</p>

に追加、または内容に大きく変更があった箇所について説明させていただきます。
ページ数につきましては、配付資料のページに基づき説明させていただきます。
資料2ページ、3ページの「目次」をご覧ください。

昨年のスタートパッケージから変更があった箇所といたしましては、「1 はじめに」及び「2 西宮市における学校情報化に係る経緯」について、ICT端末の配備の完了、「スタートパッケージ」の策定及びICT活用に関するアンケートの実施等を踏まえた修正。

「4 ICT端末及び通信環境等」に「(3) 利用ルール」及び「(5) メッセージ機能の制限」の追加。

大きい5項目、「5 児童生徒・保護者に関する施策」に「(9) 教科外学習におけるICT端末の活用」の追加。

「7 今後の教育情報化に関する推進体制」に「(3) 教育データに関する国の動向への対応」の追加の4点でございます。

また、冒頭にご説明しましたとおり、別紙を1つ、別冊を2つ付けております。
以下、本編について概要をご説明いたします。

資料4ページ、「1 はじめに」をご覧ください。

この項目では「GIGAスクール構想」の趣旨、スタートパッケージの策定、及び改定並びにICT活用に関するアンケートの実施について記載しております。
資料6ページ、「(3) ICT活用に関するアンケートの実施」をご覧ください。
こちらは新しい項目で、スタートパッケージを改定するに当たり、ICT活用に関するアンケートを実施しており、児童生徒については6,016件、教員については533件の回答をいただきました。

この調査の結果については、別冊1「ICT活用に関わるアンケート結果報告書」でまとめております。

ページ数飛びます。資料89ページから始まります別冊1をご覧ください。
その結果について、簡単にお話させていただきたいと思います。

ICT端末を活用した授業について、児童生徒側の受け止めと方として、98ページ上段の「楽しいですか」という質問に対しては84%、下段の「わかりやすいですか」という質問に対しては70%が「はい」と回答しております。

一方、教員側の受け止めとしては、ページが飛んで申しわけないですが、131ページ下段の「ICTを活用にすることにより、児童生徒は意欲的に学んだり、授業に対する興味・関心度が高まったと思いますか」という質問に対しては81%、133ページ上段の「ICT活用は、子供たちが理解度を高めることに

つながっていると思いますか」という質問に対しては66%が「はい」と回答しております。こういったことから、ICT端末は児童生徒、教員ともにおおむね肯定的に受け止められているのではないかと考えております。

一方、自由記述欄では様々な現状に対する不満や、改善の要望が寄せられておりました。140ページに自由記述欄の整理に関する概要を記載しております。

児童生徒については、全体で24.2%の回答に自由記述欄の記載がございました。教員については、選択肢で回答する間に「その他」として自由記述で回答する欄を設けていましたが、児童生徒と同様の自由記述欄については24.8%の回答に記載がございました。

提出された自由記述のうち、意見がない旨の記述、意味をなさないことが明白な記述以外のものについて整理を行いまして、各項目について2件程度の意見を抜粋し、掲載させていただいております。記述については、基本的には提出されたものをそのまま掲載しておりますが、学校名や個人名に係る箇所は加工しております。なお、整理した全ての意見を掲載した「全体版」については、市の「GIGAスクール構想」に関する特設ページに掲載することを予定しております。

アンケートの結果の別冊1に関する説明は以上でございます。

本編説明に戻ります。

資料戻っていただきまして7ページの「2 西宮市における学校情報化に係る経緯」をご覧ください。

この項目では、これまでの西宮市における学校情報化に係る経緯について記載しております。こちらについては、昨年度の「スタートパッケージ」から時点更新が主な変更内容で、内容に大きく変更があった箇所がございませんので、説明を省略させていただきます。

続きまして12ページ「3 西宮が目指す教育の情報化」をご覧ください。

このページでは「GIGAスクール構想」に基づく施策を進めていく上での全体的な理念等について記載しております。こちらも、昨年度の「スタートパッケージ」から時点更新が主な変更内容で、内容に大きく変更があった箇所がございませんので、説明を省略させていただきます。

17ページ「4 ICT機器及び通信環境等」をご覧ください。

この項目では、本市における「GIGAスクール構想」関連施策の展開の前提となるICT端末や通信環境等について記載しております。

30ページ「(3) 利用ルール」をご覧ください。

こちらは新たに項目を設け、スタートパッケージでは「(1) ICT端末」で記載していた「児童生徒用端末利用に係るガイドライン」に加え、アンケートにおいて目の健康への不安に関する記述が何件かあったことも踏まえ、31ページに昨年3月に公表した「宮っ子 アイ・ケア5 (ファイブ)」を掲載しております。

32ページ「(5) メッセージ機能の制限」をご覧ください。

こちらは、昨年、他の自治体におきまして、ICT端末の不適切な利用によって痛ましい事案が発生し、議会において本市の考えについてのご質問も頂戴しましたところから、新たに項目を設けております。児童生徒に安全・安心にICT端末を利用してもらうために、その各種メッセージ機能を一部制限している旨、記載しております。

33ページ「5 児童生徒・保護者に関する施策」をご覧ください。

この項目では、主に児童生徒・保護者に関するものについて記載しております。以下、個別の施策について、それぞれ令和3年度の取組み、及び今後の方針を記載していますが、昨年度の「スタートパッケージ」から新たに追加または内容に大きく変更があった箇所に絞って説明いたします。

40ページ「②消防教室に関する出前授業」をご覧ください。

こちらは「(3) オンラインによる出前授業」に新たに追加した項目で、消防教室を動画の視聴によって行うことにより、各児童生徒が最適な状態で視聴することが可能となり、全員が平等に知識を得ることが期待されるとともに、繰り返し閲覧することが可能となることが期待されます。令和4年度はその実施可能性について検討を行い、可能と判断した場合は令和5年度以降に具体的なプログラム内容の作成作業を開始することとしております。

42ページ「(5) 非常時におけるオンラインによる支援」をご覧ください。

この項目について、スタートパッケージでは具体的な支援方法等についても本編に詳細に記載しておりましたが、他の項目と表現を合わせ、本編には基本的な考え方や今年度及び次年度の取組みを掲載することとし、具体的な支援方法については、別紙「ICTを活用した支援方法」として分けてまとめております。

ここで資料飛びまして、81ページから始まります別紙をご覧ください。

81ページ「1 ICTを活用した支援方法」につきましては、スタートパッケージの本編に記載していた内容から大きく変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

83ページ「2 具体的な支援イメージ」の「(1) 臨時休業措置の場合の支援イメージ」をご覧ください。

スタートパッケージでは、想定イメージでは児童生徒・保護者側及び学校・教員側の双方に準備や周知にかかる期間が必要であることを踏まえ、臨時休業開始の翌日から支援を開始し、日数に応じてステップを上げていくとしていました。しかし、今年度の知見の蓄積も踏まえ、児童生徒の発達段階や操作の慣れ、保護者による支援の可否、家庭の通信環境、教員の熟練度等に応じて支援内容を充実していくこととしました。

次ページ以降、コミュニケーションや課題指示を行うステップ1、一方向のオンライン授業を行うステップ2、双方向のオンライン授業を行うステップ3について記載しております。

86ページ「(2) やむをえず登校できない児童生徒を対象とする場合の支援イメージ」をご覧ください。

こちらは新たに追加した項目で、臨時休業措置となっていない場合であっても、感染してしまった場合や濃厚接触者となってしまった場合、感染不安がある場合など、個々の児童生徒がやむをえず登校できない場合に関する支援について、実際の実践事例も踏まえて記載しております。

87ページ「3 ICTを活用した支援が困難な場合の対応について」をご覧ください。

こちらは「個別の状況への対応について」としてスタートパッケージにも記載していた内容であるため、説明を省略させていただきます。

別紙に関する説明は以上でございます。

本編の説明に戻らせていただきます。

資料戻りまして45ページをご覧ください。

45ページ「③教育支援センターを活用したオンライン不登校児童生徒支援『あすなろとーく』の開始」をご覧ください。

こちらは「(6) 特別な配慮を要する児童生徒への対応」のうち、「(6) - 1 不登校児童生徒のICT端末活用」に新たに追加された項目で、今年の1月から開始されたオンラインによる不登校児童生徒支援である「あすなろとーく」に関する記載でございます。令和4年度においても引き続き実施していくとともに、課題が判明した場合は、その整理を行うこととしております。

55ページ「(9) 教科外学習におけるICT端末の活用」をご覧ください。

こちらは新たに追加した項目でございます。

「①環境学習におけるICT端末の活用」をご覧ください。

本市では環境学習事業を実施していますが、ICT機器の活用を行った事例がま

だ蓄積されていないのが現状です。令和4年度は事例の収集及び共有に取り組むとともに、環境局と教育委員会が連携しながら、効果的な活用方法の検討を行っていくこととしております。

56ページ「②応急手当に関する学習におけるICT端末の活用」をご覧ください。

消防局では救急講習会による応急手当の普及啓発活動を推進しております。解説動画や学習資料を視聴・閲覧することで児童生徒が学ぶ機会を提供することができ、また、救急講習会を開催する際に事前学習を行うことにより、学習効果の向上も期待できます。令和4年度は動画教材の公開及び事前学習の実証を行うこととしております。

57ページ「6 教員に関する施策」をご覧ください。

この項目では「GIGAスクール構想」に関連する施策のうち、主に教員に関するものについて記載しております。

61ページ「(3) 先行事例の共有」をご覧ください。

先進的にICTを活用している学校に取材をし、別冊2「ICT活用実践事例集」を作成し、各校に発信しているほか、市の「GIGAスクール構想」に関する特設ページにも掲載しております。今後も引き続き西宮浜義務教育学校との共同研究の取り組みや、他の自治体における先行事例についても含めて情報を収集し、各校へ提供してまいります。

なお、事例が蓄積されてきたことも踏まえ、本セカンドパッケージでは、各項目の末尾に、関連する別冊2「ICT活用実践事例集」に掲載されている事例の番号及びタイトルを記載しております。「(3) 先行事例の共有」には個別の施策に関する各項目に掲載していない、授業における活用や学校行事における活用について掲載しております。

73ページ「7 学校等施設に関する施策」をご覧ください。

この項目では「GIGAスクール構想」に関連する施策のうち、主に学校等施設に関するものについて記載しております。こちらについては、それぞれ令和3年度の取り組み及び今後の方針を記載しておりますが、内容に大きく変更があった箇所がございますので、説明を省略させていただきます。

74ページ「8 今後の教育情報化に関する推進体制」をご覧ください。

この項目では教育情報化に関する推進体制について記載しております。

76ページ「(3) 教育データに関する国の動向への対応」をご覧ください。

こちらは、本年1月7日に国が「教育データ利活用ロードマップ」を公表したこ

	<p>とを踏まえて新しく追加した項目で、そのような国の動向の積極的な把握に努めるとともに、市民の理解を得ながら、必要な対応を行ってまいります。</p> <p>本日ご説明させていただきました資料につきましては、市の「GIGAスクール構想」の特設ページに所管事務報告後に掲載することを予定しております。</p> <p>長くなりました。説明は以上でございます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
山本教育委員	<p>一年ごとの取組みがきちんと一つの形として表れていくということで、大変だったと思うのですが、とても価値のあることだと思っています。本当にありがとうございます。</p> <p>45ページの不登校の子供に対するオンラインを活用した「あすなろとーく」は、令和4年1月から始まったとのことで、非常に素晴らしいことだと思います。不登校の児童生徒が懸案としてある中、具体策としてこのようなことが始まったとのことですが、他市にも先行事例があると思います。私が注目しているのは熊本市ですが、そういった先行事例も見ながら西宮バージョンを作っていたらと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>それから、ICT活用のアンケート結果は非常に価値があると思います。整理は大変だったと思います。この中で幾つかあるのですが、私が学校現場に行く中で、たくさんの先生方から聞くことは、159ページの上にある教員用の端末のことです。子供と同じ端末を教師が持っていないということがあります。ぜひとも子供が使っている端末は欲しいという声を数校から聞いています。その辺りが可能なかどうか、ぜひとも検討していただければと思います。</p> <p>ここまでの整理がなされ、成果と課題がはっきりしています。課題について言えば、その課題は学校なのか行政なのか、家庭なのか、その辺りを整理しながら次に生かしていただけたらと思います。</p> <p>最後になりますが、アンケートは素晴らしいのですが、アンケートを取っているのは子供と教員だけかと思っています。例えばオンラインのことで言うと、今回の休業期間において家庭での取組みがあった中、その辺りの声も聞いておくことが必要だと思いました。</p> <p>以上です。</p>

長岡教育委員	<p>セカンドパッケージを作るということは、どんどんアップデートされているということになり、とても素晴らしいと思いました。さらに裏付けとして、アンケートをきちんと取っていることも素晴らしいと思いました。</p> <p>さらに言えば、このアンケートはとても素晴らしいのですが、これは現状だけを把握することにとどまっているので、例えばこれが何に関連付くのかというようなどころまで分析いただければと思います。例えば、子供たちの成績にどの内容が関連付くのか、どの学年から分かれていくポイントになっていくのかなどです。重要なデータなので、分析の仕方によっては、成績、生活習慣、生活の仕方、学校の行動などに、関連付けることができるのではと感じています。</p> <p>ありがとうございました。</p>
藤原教育委員	<p>藤原です。大変貴重な資料をまとめてくださり、ありがとうございます。</p> <p>行動については、今年是一年目ということで、先生方にも混乱があるということを知っていますが、概ね子供たちも先生も、ポジティブに捉えてくださっているようで、非常によかったと思います。</p> <p>このアンケートで興味深く拝見したのが、108ページからの学年ごとのものです。学年が上がるにしたがって、タブレットを使った授業へのポジティブな意見が減っていく傾向があるように思い気になりました。一方で、118ページ、119ページ辺りの、コンピュータやタブレットを使って、探している情報を集めることができますか、自分の調べたものを友達に伝えることができますか、については、学年が上がるにしたがって下がっているわけでもありません。むしろ今回期待されていた使い道については、成果を上げていると感じた次第です。</p> <p>その他、自由記入欄のところでは、フィルタリングが強過ぎるということが出ています。非常に難しいですが、メッセージ機能の制約は必要だとは思いますが、フィルタリングは徐々に様子を見て決めていくことも必要かと感じております。</p> <p>以上です。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にはございませんか。</p> <p>このダイジェスト版と本体は、どのくらい印刷して、学校へ全て配るのですか。</p>
教育研修課担当 課長	<p>紙で配ることは考えておりませんで、データで配付という形を考えております。</p> <p>以上です。</p>

重松教育長	これだけの厚さのものを全部送るということですか。
教育研修課担当 課長	はい。
重松教育長	<p>これだけ分厚いものを送っても、見られないと思います。</p> <p>やり方についてですが、コンピュータやオンラインで全部送ればいいというわけではありません。シリコンバレーにある学校では、コンピュータはほとんど使っておらず、教育に関する連絡は全部手紙なのです。オンラインの時代に、なぜこのようにするのかと言え、子供がプリントを持ち帰り、親と話をすることが大事だということです。オンラインで行えば、親と子供が接触することが少なくなるため、手紙で連絡しているのです。</p> <p>このようなことから、これをそのまま配っても、ほとんど見てもらえないため、少なくともダイジェスト版だけは、印刷して学校へ配るようにしなければいけないと思います。</p> <p>また、全体でこれだけの分量のため、配ったとしても恐らく見てもらえず、校長室やどこかの棚へ並んでいるだけになる可能性があるため、学校側がなるべく活用しやすいようにしてほしいと思います。</p> <p>そして、活用できるようにするために、少なくとも担当者は冊子で持つておくなど、工夫していただき、現場で困ったときは、冊子のここを見ればよい、というような活用していただければと思います。ぜひよろしくお願いします。</p> <p>他にはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、これについては終了させていただきます。</p> <p>次に、一般報告④「児童生徒の状況について」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p> <p>(非公開)</p>
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ一般報告④を終了します。</p>

重松教育長	次に、議案第59号、報告23号については、秘密会で行いますので関係者以外の職員は退室をお願いします。 (関係者以外退室)
重松教育長	議案第59号「人事に関する件」を議題とします。 (事務局提案説明)
重松教育長	説明は終わりました。これより質疑討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。 (質疑討論)
重松教育長	無ければ採決に入ります。 議案第59号は原案の通り可決してよろしいか。 (異議なし)
重松教育長	ご異議なしと認めます。よって原案は可決されました。 次に報告第23号「人事に関する件」を議題とします。 (事務局提案説明)
重松教育長	説明は終わりました。これより質疑討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。 (質疑討論)
重松教育長	無ければ採決に入ります。 報告第23号は原案の通り可決してよろしいか。 (異議なし)

重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって可決されました。以上で予定されていた議題は全て終わりました。これをもちまして、第12回教育委員会定例会を閉会します。 ありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>
-------	---